広報 かわち

人口と世帯
7月1日現在
人口 11,874（－9）
男 5,657（－7）
女 6,217（－2）
世帯 2,642（＋1）
（ ）内は前月比

発行　茨城県河内村役場　編集　総務課広報係

No 136 1980. 7. 15

初夏の校庭でマット運動？

〃ハイ、姿勢をよくして〃〃腕を平行に。〃〃ハイ、そのまま。〃

カシャッ！カシャッ！というシャッターのきれる音が鋭く響く中、児童のマット上の演技が続く。真剣な表情の顔、顔、顔。緊張をときほぐすため、声をかけるスタッフ。

六月二十五日。生板小学校で行われた光文書院発行の体育教科書のスチール写真の撮影風景のスナップ。

県の体育研究指定校となった生板小では、五十年度より毎年度、このような撮影風景が見られるようになりました。今回の撮影は五十六年度用とのこと。

7/55 毎月15日発行

河内村全域で空きカン拾い

河内村みのり会　クリーン作戦を展開

梅雨のあけきらない六月十二日（木曜日）、汗がふき出るような蒸し暑さのなか、河内村全域において〝クリーン作戦〟が展開され、山のような空きカンが回収されました。

守られない公衆道徳

〝きれいな住みよい村づくり〟を合言葉に、みのり会の会員の皆さん方によって行なわれたクリーン作戦は今回が最初ですが、これまでにも河内中の生徒さん等による通学路の空きカン拾いがたびたび行なわれていたにもかかわらず、ひどい所ではたった一ヵ所で肥料の空き袋十一個がいっぱいになるほど集められ、日本人の公衆道徳の悪さが痛切に感じられました。

〝出して拾うより　出さない工夫〟

村民ひとり〳〵が気をつけて清潔で住みよい環境づくりを心掛け、次の世代に誇れる美しい環境を守り育てて行きたいものです。

持ち帰る心掛けを

自家用車でのドライブや仕事の途中、自動販売機で飲み物を買いそのまま運転、空になったカンを窓から〝ポイ〟。

たった一個の空きカンも、走っている車全部が捨てたら膨大な数となります。炎天下で捨てられた空きカンを拾う方々の苦労を考えたらできないはず。そのうえ、飲みながらの片手運転は危険このうえないものです。

休憩時は運転をやめ、空いたカンはクズかごへ入れるかビニール袋に入れて持ち帰るようにしましょう。

「誰もが気をつけて……」

みのり会会長　山本　とよ

六月十二日、河内村クリーン作戦にみのり会々員が参加し、村内の道路の〝空きカン〟拾いをしました。

決められた各場所に八時半集合。そして仕事開始。梅雨空の蒸し暑い半日、かくれた場所のカン拾いは、思ったよりも大変な仕事でした。一輪車に積まれた空きカンもかなりの数でした。

十一時頃、暑さと疲労のため思わず「誰もが気をつけて投げ捨てなければ……。」とつぶやいた矢先、通りがかった源清田の駐在さんにかけられた「ご苦労さま。」のひと声で私たちの心もやわらげられ、なお一層張り切ることができました。来年もまた、みのり会でこのようなデモンストレーションを行なうつもりでいます。

私たちの村なのです。皆で気をつけて、きれいな住みよい村づくりを心掛けていただきたいと思います。

伝えよう　この子らに
美しい心と美しい環境づくり

7/31は『河川愛護月間』――建設省

〝生板スポーツ少年団活動中〟

四・五・六年生を対象に 現在団員一二八名

児童の健全育成を目ざし活動中の〝生板スポーツ少年団〟が、ラジオを通じ県内に紹介されました。

皆さんの中には直接放送をお聞きになった方もおいでになると思いますが、これは、茨城放送の「ニュース・イン・茨城」という番組の中の「町から村から」というコーナー（毎週、月曜から土曜日に放送）で、六月十六日（月曜日、午後四時十分より十分間）に紹介されたものです。このコーナーは、県内各市町村での出来事を直接当事者との会話を通じ聴取者に紹介する番組で、当村の話題が紹介されたのはこれで三回目です。

生板スポーツ少年団の活動については、皆さんよくご存知のことと思いますが、まだご存知でない方のため、団長の石橋伝さん（七〇才）にその姿を紹介していただくべくご寄稿いただきましたので、ここで紹介します。

健全な心身と豊かな人間形成を

団長　石橋　伝

電話でラジオ出演中の石橋団長

生板小学校では、昭和四十四年度より継続的に学校体育の研究を進めてきましたが、その研究実践の成果が昭和五十一年十二月の「文部大臣賞」「全国表彰」「学研賞」の三賞受賞となって実り、これが契機となって地域の理解と感心を深め、学校体育の自主的活動の輪をさらに広げ、児童の余暇活動にまで活かそうとの地域有志と学校側の呼びかけによって〝生板スポーツ少年団〟が発足しました。

子供たちに好きなスポーツを伸び伸びと精いっぱい楽しませ、子供たちの健全な心身の育成と鍛練、協調性を養い、豊かな人間性の形成を目的に野球、剣道、バレーボール、卓球の四種目を柱に、五十二年二月に発足、同年、県知事賞である「バラ賞」を受賞しました。

スポーツ少年団の活動は、生板小学校の施設を使用しての毎土曜、日曜の練習のほか、野外活動（今年は筑波登山）、他の団との交流試合、親子大会など広範囲にわたって活動しています。

団結成後四年目を迎え、ますます充実した活動における子供たちと指導者の懸命な努力は、互いの愛情をもますます深めています。

スポーツ活動に意欲を燃やし、きびきびした指導と「ありがとう！」「お願いします！」と叫ぶ少年の明るく元気に励む姿には、頭がさがる思いです。

田川共同利用施設（防音） 建設工事始まる

先月十九日、田川共同利用施設の起工式が行なわれました。

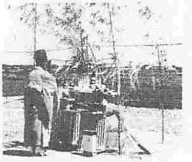

東京の産設計株式会社の設計により、地元細谷建設株式会社の施行で建設されるこの建物は、建築面積が一七一、七二平方㍍、鉄筋コンクリート平家建の防音施設で、約四、六三〇万円の総工費をかけ、十二月二〇日に完成が予定されています。

この建設工事に伴い、旧田川分校の建物は取り壊され、駐車場となります。

大切な河川を守ろう！7/1〜

ご存知ですか！

不動産を取得した方は申告を

とかく面倒な土地・家屋などの不動産の売買。でも、面倒がらずに「不動産取得申告書」の提出を。次のような特典が受けられます。申告はお早めに！

住宅や住宅用土地を取得した人は、取得の日から60日以内に申告しませんと、住宅控除の特典が受けられません。ご注意を！

不動産取得税

「不動産の取得とは」

土地や家屋を売買、贈与、交換、払下等により取得したときや、家屋を建築（新築、増築、改築）したときです。

相続等により不動産を取得したときは課税されません。

不動産の取得申告

不動産を取得したときは、不動産の取得の日（登記には関係なく譲渡契約の日、あるいは、家屋として使用することができることになった日）から六十日以内に県税事務所に「不動産取得申告書」を提出しなければなりません。

住宅の特例控除

次の一から三までの住宅を取得した方は特例控除を受けられます。ただし、その不動産の取得の日から六十日以内に不動産取得申告書を不動産の所在地を管轄する県税事務所へ提出しませんと特例控除は受けられません。

一、住宅の建築（建売住宅の購入を含む）をしたとき

床面積一六五平方㍍（約五〇坪）以下の住宅一平方㍍当り価格八万七千円以下の住宅。「一平方㍍当り価格」とは、現実に取得に要した費用ではなく、固定資産評価基準にもとづいて算出した価格です。

二、一の住宅を建築してから一年以内にその住宅の一構となるべき住宅を建築したとき。

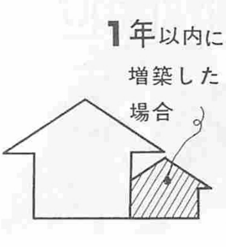

三、既存住宅を取得したとき
◆床面積四〇平方㍍以上、一六五平方㍍以下の住宅。
◆一平方㍍当り価格七万七千円以下の住宅。
◆建築後十年以内の住宅であること。
◆取得した個人が使用し、前の所有者が個人であること。

「不動産取得申告書」の用紙は、市役所・町村役場、または各県税事務所に用意してあります。

土地の税額控除

住宅の特例控除の適用を受ける住宅用の土地を取得した方で、その土地についての税額控除を受けられるのは、次の一から五までのいずれかに該当しているときで、その土地に対する不動産取得税は(ア)か(イ)のいずれか多い額を控除します。ただし、その土地の取得の日から六〇日以内に不動産取得申告書を不動産の所在地を管轄する県税事務所に提出しませんと税額控除は受けられません。

(ア)、四五、〇〇〇円
(イ)、土地一平方㍍当り価格×住宅の床面積（住宅一戸について二〇〇平方㍍が限度です。）×二倍×$\frac{3}{100}$（税率）

一、土地の取得後二年以内に住宅を新築したとき
二、土地の取得前一年以内に住宅を新築していたとき
三、土地付の新築住宅を取得したとき
四、土地の取得後一年以内に既存住宅を取得したとき
五、土地の取得前一年以内に既存住宅を取得していたとき

特例控除の限度額

特例控除は、一戸につき三五〇万円（税額で一〇五、〇〇〇円）以内です。

毎月25日は県税相談の日です。お気軽に県税窓口へ

ご存知ですか 国税モニター

国税モニターは、納税者の皆さんから税についてのご意見や要望、あるいは苦情などをお聞きして、税務行政に反映させる、いわば税務のご意見番として毎年民間の方々に委嘱している制度です。あなたのご意見などを、国税モニターの方にぜひお伝えしていただけませんか。

竜ケ崎税務所のモニターは次の方々です。お気軽にどうぞ。

●貝塚　きち　竜ケ崎市米町四〇四六　☎二一―一〇六〇
●川又　一郎　竜ケ崎市横町四二四四　☎二一―一九七〇

増え続ける少年非行

戦後最高

昨年は少年1,000人当たり14.5人を補導

第30回社会を明るくする運動実施中（実施期間7/1～7/31）

河内村社明運動実施委員会

子供たちが、心身ともに健康でたくましく育ってほしいと思うのは、すべての親の願いです。

ところが、こうした親の気持とは裏腹に、年々少年非行が増えています。

昭和五十四年の、成人も含めた全刑法犯三十六万八千人のうち、その約四割に相当する十四万三千人が十四歳以上二十歳未満の少年と憂うべき状態となっています。これは、少年千人に対し十四・五人が補導された勘定になり、戦後最高の記録です。

一方、数の面ばかりでなく内容においても、ごく普通の家庭の少年による非行が増え、低年齢化に一層拍車がかかるとともに、年少少年による殺人事件の多発、暴走族少年による凶悪・粗暴事件の増加のほか、中学・高校生による校内暴力事件が激増するなど、新たな問題をはらんでいます。

当村においても、最近とみに深夜の暴走行為が増え、その騒音のため、夜もろくに眠れない等の苦情がよく聞かれます。また、先月十七日には、刃物による傷害事件が発生するなど、純農村地帯である当河内村でも、予断を許さぬ状態にあります。

夏休みは、子供たちの生活のリズムが乱れ、気持ちもゆるみがちで、親の目も届きにくくなります。楽しい夏休みが、一転〝非行の季節〟にならないように気をつけたいものです。

非行防止は対話のある家庭づくりから

東京都立大学 教授 詫摩武俊（たくま たけとし）

わが子の非行に直面したとき、ほとんどの親は「うちの子に限って……」と、絶句することが多いようです。

非行に対する親のイメージと現実とのズレを感じますね。

かつては、経済的に恵まれない家庭の代名詞のようにいわれた少年非行ですが、このごろではむしろ何不自由ない恵まれた家庭で、しかも甘やかされて育った子供が、非行に傾いていくケースが増えています。

また、一方では、親の自信のなさ、子供に対する無関心や放任、さらには乱れた家庭のふん囲気も、子供を非行に追いやる原因となっています。

子供にとって家庭とは「安らぎのある楽しい場」でなくてはなりません。

そのためには、まず何をおいても、親と子の対話が必要です。といって、対話のある望ましい親子関係は、朝・夕にできるものではありません。ふだんの積み重ねこそ大切です。

子供は、家庭の中での自分の役割を常に求めています。

たとえば、お母さんに代わって近所へお使いに行くとか、来客があったときはお茶を出して簡単な応対ができるとか父親にかかってきた電話をきちんと取り次げる……など、家庭の一員としての役割を与えられることで、子供は自信と誇りを持てるようになり、少しずつ社会とのかかわりを理解していきます。

ところが、過保護の家庭や放任（主義）の親のもとでは、甘やかしと無関心があるだけで、家庭での子供の成長に欠かせない社会との接点――大人への〝芽〟がつみとられてしまいます。

子供にしてみれば、人間としての当然の欲求が断たれているために、欲求不満の状態に陥り、不平不満のハケ口を外に求めようとします。この過程で非行の道に入ってしまうことが多いのです。

子供を一人の人間として尊重し、社会生活への適応を上手にリードしてあげながら、常に子供と一緒に歩もうとする親の態度こそ、子供を非行から守る上で一番大切なことだと思います。

子どもの水の犠牲者増える
五月末現在で十一人

水のシーズンを迎え、各地でプール開きが行なわれています。真っ白い水しぶきをあげて歓声がひびきわたる無心に遊ぶ子どもたちの姿は、見ていても気持のよいものです。

ところが、子どもにとって楽しい夏も、水の事故という思わぬ〝落し穴〟があるのを忘れてはいけません。ことしの水による子どもの犠牲者は、五月末で十一人にものぼり、昨年同期より六人も多くなっています。子どもの事故で特に目立つのが池や用水堀、防火用水に転落して死んだケース。うち一―二歳の幼児が深さ三〇㌢ぐらいの浅い池に落ちておぼれ死んだのが四件、三歳以上の子どもが用水堀に落ちてはい上がれなかったのが四件、ほかに小学一年生が防火用水に落ちておぼれたケースが一件あり、県警ではこの三つのケースを子どもの水難事故に多い三つの類型として、特に力を入れていくということです。

幼児のいる家庭では、池や防火用水、用水堀の近くでは子どもだけで遊ばせないよう、十分に注意して下さい。

ご存知ですか
『婦人少年室協助員』

本年四月一日より、岩橋忠男さん（田川）が労働省婦人少年局関係の婦人少年室協助員になられました。

協助員のお仕事は、婦人少年の地位の向上を図ることで、働く婦人少年の男女の不平等をなくすことや、青少年問題の相談役となることです。

担当地区は異なりますが、身近にお住まいなので、お困の際は、ぜひご相談下さい。

岩橋さんへの連絡は、田川二九八番地。電話、河内六局の二九一二番へどうぞ。

楽しい花火も一変して〝凶器〟に

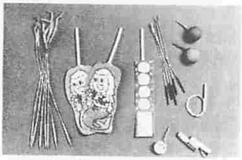

いろいろな花火……使い方をよく読んでから遊びましょう。

昨年は、中国製のおもちゃの花火（魔術弾）による人身事故が全国で数多く発生し、命を落とした小学生が出るなど、ちょっとした不注意がもとで、楽しい夏の夜が恐怖の夜に変わってしまった事件が相次ぎました。

花火は使用上の注意をよく読んで聞かせ、親が立ち合うなど、正しい取り扱い方を教えましょう。

竜ケ崎地区農業改良普及所
新築移転のお知らせ

このたび、竜ケ崎地区農業改良普及所庁舎が新築移転されました。

新庁舎は、鉄筋コンクリート造、一部二階建の建物で、旧庁舎のすぐ近く、市役所庁舎寄りに新築されました。

河内地区担当の普及第三課は四名で構成されており、

課長　高野　作物担当
事務　坂　そさい担当
事務　塚本　生活担当
事務　渡辺　一般

の事務分担となっています。

お気軽にご相談下さい。

竜ケ崎市馴馬町八三四の一

☎ 竜ケ崎(2)三四一三

【位置図】

旧陸海軍看護婦
実態調査の実施について

厚生省援護局

このたび、かって陸海軍の病院などに所属して陸海軍看護婦として勤務された方々について、勤務されていた間の職歴など、その実態を調査して国の資料とすることになりました。ご協力下さい。

〔調査対象者〕

かって陸海軍看護婦（看護婦長、看護婦生徒を含む。）として、陸海軍の病院などに勤務されたことのある方。

ただし、日本赤十字社の救護看護婦としての勤務期間だけであった方およびすでに死亡された方は除く。

〔調査事項〕

旧陸海軍看護婦として勤務していた間の職歴、個人で持っている在職に関する資料・看護婦免許のことなどです。

〔調査方法〕

この調査は、調査の対象となる方々に「旧陸海軍看護婦実態調査票」を配付し、これに記入していただきます。

厚生省としては、一人でも多くの方にこの調査に応じていただくため、国・地方公共団体はもとより、関係各団体の協力を得て各種の広報活動を行い、この調査の周知を図り、申し出のあった調査対象者の方々には調査票を配付します。また、厚生省の保管している一部の名簿に登載されている方々については、都道府県がその方々の住所を調べ調査票をお送りします。

なお、この調査票は都道府県民生主管部局の援護事務主管課や市区町村の民生主管課（係）に用意してあります。

〔調査期間〕

昭和五十五年六月から同年八月までの三ヵ月間。

〔調査結果の集計〕

調査票は都道府県が回収し厚生省援護局に送付されたのち、同局において所要の事項について集計が行われます。

※その他、この調査についての詳しいお問合せは

厚生省援護局業務第一課

☎　厚生省代表

〇三―五〇三―一七一一

または

都道府県民生主管部（局）援護事務主管課へどうぞ。

茨城県警察官募集!!

昭和五十五年度　第一回　茨城県警察官採用試験

〔受付期間〕

七月一日(火)～二十八日(月)

●一次試験…八月五日(火)

●二次試験…十月九日(木)

●採用予定人員

男子　約三〇名

●試験場　水戸市、土浦市、下館市

〔受験資格〕

昭和二十八年四月二日から昭和三十四年四月一日までに生まれた男子で、学校教育法による四年制大学を卒業した者、または昭和五十六年三月予定の者。

〔受験申込・受付　問合せ等〕

茨城県人事委員会・茨城県警察本部警務課または、竜ケ崎警察署警務係まで

☎竜ケ崎(22)二〇三五～七

〔その他〕

預け替えでお得に
定額郵便貯金の利率が改定に

昭和五十五年四月十四日に利率の改定があり、次のような定額預金をお持ちの方は、預け替えした場合は有利になる場合があります。

一、昭和五十年十一月四日から昭和五十二年九月二十八日までにお預けになったもので、これから約一年六ヵ月以上お預けになる予定のもの。

二、昭和五十二年九月二十九日から昭和五十五年三月九日までにお預けになったもので、これから約六ヵ月以上お預けになる予定のもの。

三、昭和五十五年三月十日から同年四月十三日までにお預けになったもの。

郵便局では、預け替えをされる方の便宜をおはからいして、昭和五十五年七月三十一日までにお申し出があれば、利率改定の日（昭和五十五年四月十四日）に逆のぼって預け替えの手続きがとられたものとして取扱いしています。

おついでのときに、証書と印鑑を窓口にお持ち下さい。

―河内郵便局―

労働相談

相談内容

労働問題全般

相談員

茨城大学教授　中島史雄（県中小企業労働相談員）ほか担当職員

相談日

平日　八時三〇分から十七時十五分（土曜日は十二時十五分まで）

ただし、労働相談員による相談は、毎週火曜日午後一時。から午後五時。

相談所

●茨城県土浦合同庁舎（土浦市真鍋）内

●茨城県県南中小企業労働相談所

☎〇二九八(22)八五一一（内線三〇八）

電話での相談も可。

※秘密厳守・相談料無料

第二回茨城県警察官採用試験は、前記のほか、昭和二十八年四月二日から昭和三十八年四月一日までに生まれた男子、および昭和三十一年四月二日から昭和三十八年四月一日までに生まれた女子（婦人警察官）を対象に、十月一日から受験申込を受付けます。

茨城県人事委員会

大子温泉郷
余暇活用センター「やみぞ」

―どなたにもご利用いただくための公共的施設―

主な施設

建物　鉄筋コンクリート3階建
宿泊定数125名、大宴会場
会議研修室もあります。

温泉大浴場　一日中ゆっくり温泉に入れます。

体育館　バレーボール、バトミントン、卓球など用具は無料貸与

交通　国鉄水郡線　常陸大子駅下車（久慈川沿い）。マイクロバス無料送迎（15～25名の団体宿泊の方）。ご相談に応じます。

宿泊料　1泊2食付　4,330円より

主な見どころとレジャー

見どころ　袋田の滝、矢祭山
奥久慈憩の森

レジャー　八溝山と男体山ハイキングコース、春の山菜狩り
秋のリンゴ・ぶどう狩り

お申し込みは

「やみぞ」久慈郡大子町矢田花掛

☎　02957－(2)－1511　へ

期日

8月6日(水)～7日(木)の2日間
8時30分～15時30分

催し物

（1）展示品（戦車等）の操作（2）ジープの試乗（3）変型自転車乗り（4）竹馬・三角馬乗り（あそび）など

展示装備品

戦車・装甲車・大砲・ロケット弾発射機・対戦車誘導弾・ジェット機・ヘリコプター・レシプロ練習機そのほかにも屋外展示品多数―――。

子どもたちには、楽しいシールを差し上げます。

詳しいお問合せ先は

陸上自衛隊武器学校広報科

☎02988―7―1171内線267・386

自動車事故でお困りの方
生活資金が貸りられます

自動車事故対策センターは、法律によって国が出資して設立された政府の関係機関で、東京に本部を、全国各都道府県に支所を置いて、自動車事故の発生防止と被害者の保護の増進のための各種業務を行っています。その一つとして、自動車事故による被害者で生活にお困りの方に次のような生活資金の貸付けを行っています。

〔交通遺児等貸付け〕

自動車事故が原因で死亡した方または重度の後遺障害が残った方の子弟で、義務教育終了前の児童。

〔後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付け〕

自動車事故による被害者で、後遺障害が残るおそれがあり、その後遺障害について自動車損害賠償責任保険の保険金（自動車損害賠償責任共済の共済金を含む）の支払いを請求できる方。

〔保険金一部立替貸付け〕

ひきにげ事故または無保険者や盗難車が原因の事故による被害者で保障金（政府の自動車損害賠償保障事業による損害てん補金）を請求できる方。

〔不履行判決等貸付け〕

自動車損害賠償責任保険の保険金、自動車損害賠償責任共済の共済金または政府の保障金の支払いを受けている被害者で、次の損害賠償についての債務名儀のうちいずれか一つを得ていながら、その弁済を受けることができないでいる方。

(1)確定判決　(2)仮執行宣言付給付判決・支払命令　(3)執行証書　(4)訴訟上の和解調書　(5)調停調書

以上の四貸付けのうち、不履行判決貸付けのみ年利三%の利子、他は無利子。

貸付けを希望される方、詳細は直接または電話で次にお問合せ下さい。

自動車事故対策センター
茨城支所　営業課長
〒310水戸市泉町1の6の26
☎0292(26)0591

厚生年金の知識④

厚生年金保険から受けられる「保険給付」には、老齢と死亡に関するものがそれぞれ三つと、障害に関するものが二つ、それに脱退手当金の九種類があります。

このうち、脱退手当金以外はすべて「基本年金額」をもとに計算されます。

「基本年金額」は、報酬に関係なく一定の額が支給される《定額部分》と、被保険者期間中の報酬に比例して計算される《報酬比例部分》とからなっています。

＝ 報酬比例部分 ＋ 定額部分

年金の額

まず《定額部分》ですが、次のような算定式で計算されます。

1,650円×被保険者期間（月数）×物価スライド率＝定額部分

被保険者期間は、老齢年金障害年金・障害手当金・遺族年金の場合に限り、二四〇月（二十年）未満の場合は月数に関係なくすべて二四〇月扱いとし、四二〇月（三十五年）を超えるときはすべて四二〇月として計算されます。

その他の年金は、実際の被保険者期間で計算されます。

〈注、年金額の算定方式は昭和五十五年五月一日現在〉

次に《報酬比例部分》ですが、その算定式は次の通りです。

平均標準報酬月額×$\frac{10}{1000}$×被保険者期間（月数）×物価スライド率＝報酬比例部分

平均標準報酬月額は被保険者であった期間の標準報酬月額を合計し、その期間の月数で割って計算します。

また、被保険者期間については、障害年金・障害手当金および遺族年金の場合に限り、二四〇月に満たないときは月数の多い少ないにかかわらず二四〇月として扱われる以外は、すべて実際の被保険者期間で計算されます。

なお、物価スライド（制）は、全国消費者物価指数が五%を超えて変動したときに適用されるもので、その変動率で年金額が調整（スライド）されます。

以上が基本的な年金額の計算方法です。《定額部分》と《報酬比例部分》の合計額があなたの基本年金額となります。

家庭の医療

疲れ、だるさ

高温多湿のうっとおしい季節。何をするにも体がだるく、疲れやだるさを訴える人がふえてきます。

十分な睡眠や調和のとれた食事、適度な運動で、その日

会費納入にご協力を!!

河内村社会福祉協議会

七月は社会福祉協議会の会費を納入していただく月です。よろしくご協力をお願いします。

皆さんの中には、当協議会がどのような仕事をしているのかおわかりでない方もあろうかと思います。そこで、その主旨を理解し、なお一層のご協力をいただくため、その概要をお知らせします。

居住者は全て会員

社会福祉協議会では低所得者福祉、児童福祉、老人福祉、母子福祉、身障者福祉、善意銀行の運営、世帯更正資金に関すること、共同募金、歳末たすけあいに関することなど、数多くの仕事をしています。

具体的には生活保護になる手前の方、つまりボーダーライン層の方の救済や子ども会育成強化、寝たきり老人および一人暮らしの老人に対する給付、身障者に対する給付など全ての人々が健康で明るい幸福な生活ができるよう、その一端を担うのが使命です。

より充実した活動を進めていくには、県や村の補助金、共同募金の配分金ばかりでなく、昔から、弱い者を助けあう「相互扶助」とか「互譲の精神」という言葉がありますようにお互いに助け合う心をもっていただき、会費によって補うことが必要なのです。

河内村に居住される方は、全て会員となります。ぜひ、ご協力をお願い致します。

次ぎに、河内村社会福祉協議会定款第二十三条の会員に関する規則を掲載します。

【会員規則】

第一条――社会福祉法人河内村社会福祉協議会定款二十三条の規定により、会員とは河内村に居住する世帯の世帯主をいう。

第二条――会員は普通会員と特別会員とに区分する。

2、普通会員は年一口五百円を納入するものとする。

3、特別会員は年二口四千円以上納入するものとする。

① 特別会員は公私社会福祉施設および社会福祉に関する団体。

② 民生委員、児童委員等社会福祉奉仕者ならびに

の疲れはその日のうちに取り去り、翌日まで残らないようにしましょう。

一口に疲れ、だるさといっても、病気の症状としてあらわれる場合と、病気とは無関係に起こる場合があり、その区別は医師の診断にゆだねなければなりません。

ところで、これといった病気がなくても起こる疲れ、だるさは、睡眠不足や過労など生活そのものの不合理・不健全――つまり生活のひずみが原因となっていることが多いのです。

このような疲れ、だるさの原因は、病気ではありませんが、そのままの状態が続くと本当に病気になってしまいます。そうならないように、心身は生活のひずみ改善を訴える――この訴えが疲れであり、だるさであると考えればよいでしょう。

ですから、疲れ、だるさを感じたら、次のような生活のひずみを再点検してみましょう。

〔運動不足〕

体全体の適度な筋肉疲労が足りないために、かえって疲れる――疲れないから疲れるという症状です。適度な運動を。

〔休養・睡眠不足〕

心身両面の能率のよい休養が必要です。体の疲れは睡眠によって解消されますが、頭や心の疲れは眠るだけでは不十分で、気分転換や運動が不可欠です。

〔食生活の偏り〕

栄養のアンバランスは体の機能にいろいろな障害を引き起こしますが、疲れ、だるさはその前ぶれともいえます。献立の見直しを。

〔ストレスの蓄積〕

精神的な疲労は、気づかれの多い現代社会を象徴しているともいえます。いい意味での〝遊び〟を生活に取り入れましょう。

保険料を納められない方は ＝免除の手続きを＝

国民年金

国民年金に加入したが、保険料が納められないという人はありませんか。

国民年金の保険料は一ヵ月三、七七〇円（定額）ですが、経済的に都合の悪い人とか、生活保護を受けている人などで保険料を納めなくても納められない人のために、当然加入被保険者に限って保険料の納付を「免除」する制度が設けられています。

保険料が免除された期間の老齢年金は、保険料を納めた人の$\frac{1}{3}$になりますが、納めた人と同様に受ける権利がありますから、滞納のままにせずに、必ず「免除」の手続きをするようにして下さい。

手続きの期限は、七月三十一日までです。

免除を受けた期間については、十年以内なら当時の金額で納められる「追納」の制度もありますので、免除の手続きと合わせ、年金係にご相談下さい。

国民年金係　内線44番

社会福祉事業施設に関係するもの。

③ 村の社会福祉に関係するもの。

④ 学識経験者。

第三条――会員は次の場合に会員の資格を失うものとする。

① 会員が死亡したとき、または河内村より転出したとき。

② 解散合併により団体が消滅したとき。

―以上―

個人の人権を尊重し、また地域社会福祉への参加を前提として、生活保護者や低所得者の免除規定はありません。納付に関しては、その自主性にまかされています。

主旨をご理解の上、よろしくご協力をお願い致します。

ご存知ですか‼ 『検察審査会』

あなたやその周囲の人で詐欺・おどし・交通事故などの被害にあって警察や検察庁に訴えたのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない（不起訴処分という）。あるいは、選挙違反や汚職など、社会の目を引いた重大事件を検察官が裁判にかけないのはどうも納得できないなど、不満があったのに、どうしてよいかわからないのでそのままにしてしまったということはありませんか。

このような被害者らの不満を聞いて、もう一度調べ直す仕事をしているのが「検察審査会」なのです。

検察審査会は、選挙人名簿をもとに、国民の中から「くじ」で選ばれた十一人の検察審査委員が、その不起訴処分を審査して事件記録を調べたり、実地見分をしたりします。

その結果、起訴（裁判にかけること。）すべきであるという議決があった場合には、検察庁ではこの議決を参考にして事件を再検討します。捜査をやり直すこともあります。

犯罪の被害者、犯罪を告訴・告発した方で不起訴処分に不満のある方はどなたでも結構です。中立費用は一切無料。

ご相談、手続き等詳しくは

○土浦検察審査会事務局
土浦市中央一―一三―一二
☎〇二九八(21)四三四七まで

お知らせ欄

＝7月の納税＝

固定資産税　2期
予防組合費　全期
牛久沼土地改良区
改良費　1期
納付期限は7月31日です。

母子保健教室

妊婦・出産に対する正しい知識や心がまえについての教室が開かれます。受講下さい。

1.日　時　昭和55年7月24日
午後1時～4時
2.場　所　西共同利用施設
3.スライドおよび実習
・妊娠中の生活指導について
・妊産婦体操について
・赤ちゃんの沐浴（実習）
4.講　義
・妊娠分娩の生理について
・妊産婦の疾病と栄養について
・その他
講師　新利根村　宮崎病院医師
田中　和義先生
（保険衛生課）

ピンポン大会

村民のスポーツ振興と体力づくり運動の一環として開催します。ふるってご参加下さい。（初心者歓迎）

1.日　時　7月29日　午前9時
午前9時
2.場　所　河内中学校体育館
3.参加資格　村内居住の一般男女
分館単位とし一チーム男2名女子3名の5名で編成し、各分館での出場チーム数は限定しません。
4.試合方法　分館対抗　5シングル
5.申込期限　7月23日(水)まで

お申込みは，各分館長または社会教育課までどうぞ。　（公民館）

特別養護老人ホーム『やすらぎの里』新設

国の福祉施策にもとづき，地域住民の福祉増進のために民間福祉事業として，特別養護老人ホーム「やすらぎの里」が8月1日（予定）より開設されます。

〔所在地〕　竜ヶ崎市大徳町字古川4965－1（石川病院前）
〔名　称〕　社会福祉法人清仁会特別養護老人ホーム「やすらぎの里」
〔入所定員〕　50名
〔入所資格〕　約65歳以上で身体上もしくは精神上の障害があり，環境ならびに経済的理由により居宅において介護を受けることが困難な方。
〔費　用〕　所得による。ただし，通常は無料です。

入所手続き等詳しいことは，役場民生係または民生委員の方にご相談下さい。　（住民課）

在宅看護婦(士)のみなさまへ

郷土の患者さんのため，また，地域保健活動の場にあなたの持っている豊かな経験と知識を社会に活かしてみませんか。

茨城県看護婦等無料職業紹介所では看護婦(士)，准看護婦(士)，保健婦，助産婦の方々を対象に，職業紹介と看護業務に関する相談を無料で行っています。

どうぞ，お気軽にご利用下さい。

〔申込手続〕　履歴書，免許証を持って紹介所へおいで下さい。
電話での申込みやご相談にも応じています。
〔相談時間〕　月～金曜日　午前9時～午後4時30分。土曜日　午前9時～午前11時30分。
（日曜・祝日は休みです。）

なお詳しいお問合せは，
茨城県看護婦等無料職業紹介所
〒320 水戸市三の丸3－12－32
☎ 0292(25)8575まで

行政相談委員 桜井 昇さん表彰さる

このたび，当河内村担当の行政相談委員として活躍中の桜井昇さんが，茨城行政監察局長表彰を受賞されました。

これは，昭和54年度における日常の活動実績が評価されたものです。

桜井行政相談委員さんへのご連絡先は，金江津3878番地，☎河内④局の2373番です。

今後も，お気軽に行政全般の問題についてご相談下さい。

善意のご寄附

河内ドライブイン（鴻野一郎社長）より村交通安全協会（川村貞郎会長）に，事故防止のためにお使い下さいと，同ドライブイン開業10周年記念事業として行われたカラオケ大会の収益金115,000円が寄せられました。

当協会では，ご寄附の意志に添い，有効に使わせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

移転のお知らせ!! 新東京国際空港公団 ～生活環境相談所～

9月1日より，空港内の管理ビル2階周辺対策部内に移転いたします。

周辺対策部 生活環境相談室
〒二八六－一一 成田市古込字込前一三三
☎ 0476(32)2380
※なお、当事務所へ直接おいでになられる方は、お手数でも事前に電話連絡をお願いします。